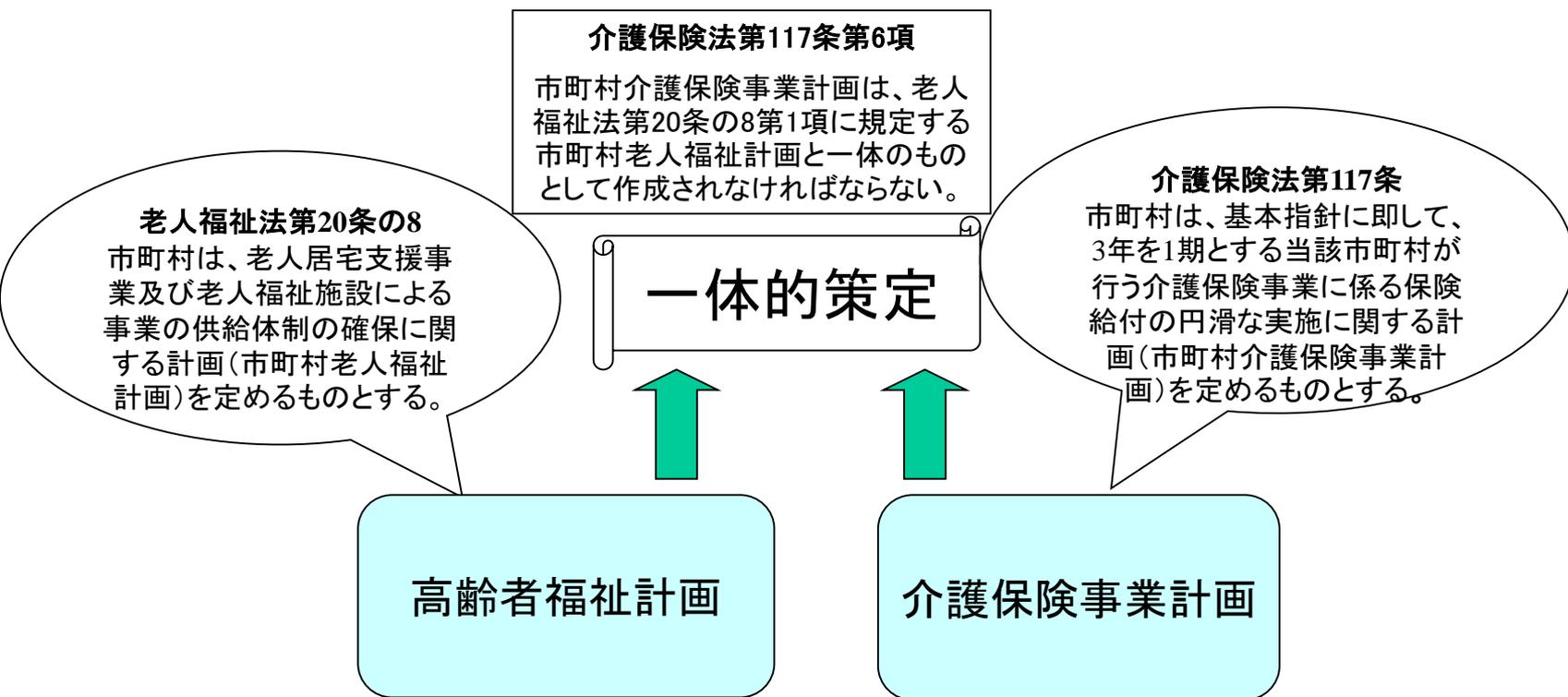


「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」と 計画推進協議会の位置付け

平成27年8月

健康福祉部 長寿支援課・介護保険課

1. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画とは



- 介護保険法の規定により、介護保険事業計画は、3年毎に国が示す「基本指針」に沿って作成することとされている。
- 「基本指針」には、計画の策定体制や計画に盛り込むべき項目、設定すべき目標値等が定められている。
- 介護保険事業計画は、老人福祉法に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして 作成することとされている。

1. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画とは(続き)

(1) 計画の期間

- ・ 第1期計画 平成12年度～平成16年度
- ・ 第2期計画 平成15年度～平成19年度
- ・ 第3期計画 平成18年度～平成20年度
- ・ 第4期計画 平成21年度～平成23年度
- ・ 第5期計画 平成24年度～平成26年度
- ・ 第6期計画 平成27年度～平成29年度

※ 第1期、第2期は、「3年毎に5年を1期とする計画を定める」とされていたが、制度改正により「3年を1期とする計画を定める」こととなった

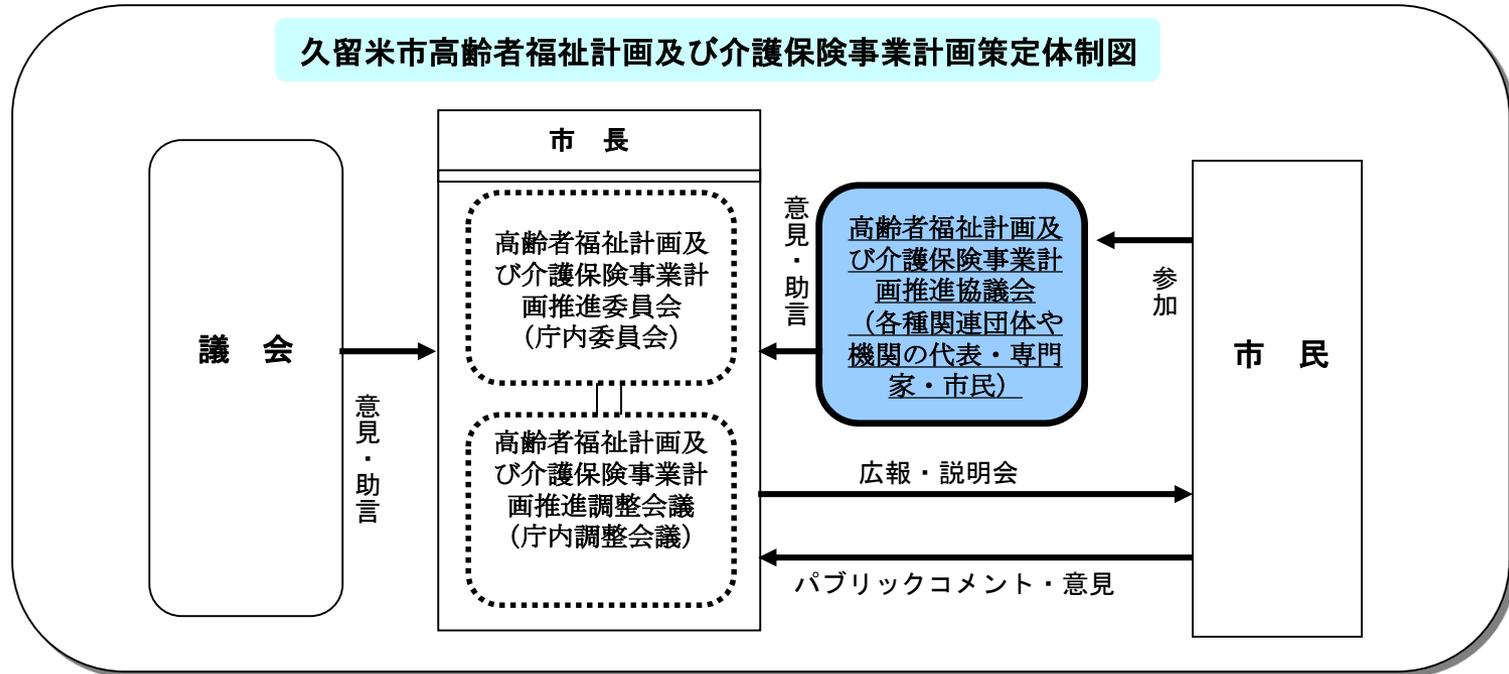
(2) 第6期計画の位置づけ

○第6期計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも個人としての尊厳を持って、自立した生活を送ることができる社会を実現していくために、10年先を見据えて取り組みを行う、最初の計画。

○第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、新たな地域支援事業等に協働の視点をもって取り組み、市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進めるもの。

2 計画の策定・推進体制について

久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定体制図



[構成及び役割]

推進協議会	構成	保健・医療関係者、地域福祉関係者、学識経験者、介護保険事業関係者、市民団体、公募の市民委員からなる委員によって構成する。
	役割	推進委員会に対し計画推進に関して意見を述べ、新計画策定に際して必要な助言を行う。
庁内組織 (計画推進委員会) (計画推進調整会議)	構成	副市長、部長、次長等で構成する。
	役割	計画の推進状況を把握し、進捗状況を管理するとともに、新たな計画の策定に必要な事項の審議及び調整等を行う。
事務局	構成	健康福祉部の職員で構成する。
	役割	推進協議会の会議の開催及び運営に関する庶務を行う。また、実施計画の取りまとめ、第7期計画の素案作成及び「協議会」等との調整を行う。

3. 計画推進協議会の位置づけと今後のスケジュール

(1) 計画推進協議会の任務

以下を任務とする。

- ・ 久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会に対して、計画の推進に関する意見を述べること。
- ・ 委員会が新たな計画を策定するに際して必要な助言を行うこと。

(2) 今後のスケジュール

平成27年度後半～ 進捗管理(3カ年を通じて)

平成28年度後半～ 計画策定

※参考：前回第5期の開催実績

(平成24年度・・・1回開催)

(平成25年度・・・1回開催)

(平成26年度・・・8回開催)